

つくばみらい市規則第19号

つくばみらい市職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年 8 月25 日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の旅費に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（旅行役務提供者等）

第2条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第2条第1項第1号から第9号までに掲げる者とする。

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第3条中「車賃」を「その他の交通費」に、「金額」を「金額等」に改め、同条ただし書中「又は宿泊料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は旅行雑費」に改める。

第8条第3項中「別表第1」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、次項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る書類に代えることができる。

第8条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合は、第1項で定める記載事項に準ずる内容が記載され、かつ、支払担当者等が認める請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、同項に規定する請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第10条から第13条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第10条 条例第16条第1項第4号に規定する規則で定める費用は、1キロメートルあたり40円とする。

(宿泊費基準額等)

第11条 条例第18条及び条例第32条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 会議等に出席するためつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）第1条に規定する市長等及びつくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第8号）別表に掲げる職務にある者（この号において「市長等」という。）の旅行に同行する者が市長等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上の支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することができない事情があったとき。

(宿泊費等の額)

第12条 宿泊費（包括宿泊費のうちこれに相当するものを含む。）の額は、朝食又は夕食が含まれる場合で、かつ、その費用が明確に区分できる場合には、当該額を控除した額とする。

(旅行雑費の調整)

第13条 旅行雑費（宿泊手当相当額に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第20条及び条例第34条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合で、かつ、その費用が明確に区分されておらず、当該費用を算定できない場合は、旅行雑費の定額の3分の2の額とする。
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合で、かつ、その費用が明確に区分されておらず、当該費用を算定できない場合は、旅行雑費の定額の3分の1の額とする。
- 2 移動中に宿泊する場合であって、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、旅行雑費の額は、条例第20条及び条例第34条並びに前項の規定にかかわらず、旅行雑費の定額の3分の1の額とする。
- 3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、条例第20条及び条例第34条並びに前2項の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。
- 4 条例第34条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のために特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (3) 条例第34条に規定する費用（宿泊手当相当額を除く。）に類する又は付随する費用
- (4) 前3号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が定める費用

第14条を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第8条関係）

条例第12条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき資料

区分		添付する資料
1 鉄道賃	第29条第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払いを証明するに足る資料
	第29条第2号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
2 船賃	条例第14条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項並びに第30条第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）。)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第14条第1項第4号及び第30条第3号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
3 航空賃	条例第15条及び第31条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	第31条第1項第2号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
4 その他の交通費（条例第16条第1項第1号又は第4号に掲げる移動を行った場合を除く。）		その支払を証明するに足る資料
5 宿泊費		その支払を証明するに足る資料
6 包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料

7 旅行雑費（宿泊手当相当額を除く。）	その支払を証明するに足る資料
8 条例第26条及び第36条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1項から前項までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に退職等となったことを証明する資料
9 条例第3条第2項（第1号及び第4号を除く。）に係る旅費	請求する種目に相当するものに応じた1項から7項までに掲げる資料 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
10 条例第3条第5項に係る旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡を証明する資料
11 条例第3条第6項に係る旅費	交通機関の事故、天災又は第4条の2に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
12 条例第39条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1項から7項までに掲げる資料 条例第39条の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第2を削る。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 2 号（第 8 条関係）

旅 費 請 求 書

月日	用 務	出張先	鉄道賃	その他の 交通費	宿泊費	旅行雑費	金 額	氏 名	印
合 計									

この様式は、旅費の種類に応じて適宜補正して使用することができる。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

旅 費 請 求 書				
市 長		様		旅行命令権者印
請 求 額		円		請 求 事 由
請 求 者	勤務課室係名 及 び 職 名			
	職 務 の 級 (又は給料月額)	(級又は給料月額)		
	氏 名	印		
算 出 根 拠	区 分	金 額	内 容	
	鉄 道 賃	円		
	船 賃	円		
	そ の 他 の 交 通 費	円		
	そ の 他	円		
	計	円		
上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日 上記の金額を領収しました。 年 月 日				備 考
氏 名				印

この様式は、旅費の種類に応じて適宜補正して使用することができる。

様式第 4 号（第 8 条関係）

(表)
旅 費 請 求 書

市 長 様		請 求 書	勤 務 課 室 係 名 及 び 職 名		職 務 の 級 (又は給料月額)		氏 名		旅行命令権者印	
請 求 額	円	算 出 根 拠	喪失以後の旅 行 に 必 要 な 旅 費 額		円		喪 失 事 由			
			喪失を免れた 旅 費 額		円					
			差 引 額		円					
上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日								備 考		
上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏 名 印										

この様式は、旅費の種類に応じて適宜補正して使用することができる。

(裏)

[illegible]

この様式は、旅費の種類に応じて適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(經過措置)

- 2 改正後のつくばみらい市職員の旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後につくばみらい市職員の旅費に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第24号。以下「改正条例」という。）による改正後のつくばみらい市職員の旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第37号。以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後の条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前のつくばみらい市職員の旅費に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前の条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第26条及び第27条並びに第36条の規定は、施行日以後に離職若しくは休職となった場合及び死亡した場合について適用し、施行日前に離職若しくは休職

どなった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規則第3条、第4条及び第4条の2の規定は、改正後の条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。